	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	産業医	作業主任者
選任業種	①屋外産業的業種 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 ②屋内工業的業種（一部非工業含む） 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業（各種商品卸売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業） ③その他の業種	①屋外産業的業種 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 ②屋内工業的業種（一部非工業含む） 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業（各種商品卸売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業）	全業種	①屋外産業的業種 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 ②屋内工業的業種（一部非工業含む） 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業（各種商品卸売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業）	③その他の業種	全業種	高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業
選任規模	①の業種・・・常時　100人以上 ②の業種・・・常時　300人以上 ③の業種・・・常時 1,000人以上	常時　50人以上		常時　10人以上 50人未満		常時　50人以上	－
選任数	1人	1人以上	①常時　50人以上　200人以下・・1人以上 ②常時　200人超　500人以下・・2人以上 ③常時　500人超 1,000人以下・・3人以上 ④常時1,000人超 2,000人以下・・4人以上 ⑤常時2,000人超 3,000人以下・・5人以上 ⑥常時3,000人超・・・・・・・・・・・・6人以上	1人以上		①常時 50人以上・・1人以上 ②常時3,000人超・・2人以上	作業区分に応じて1人以上
選任期限	14日以内						－
報告	遅滞なく所轄労働基準監督署長へ			－		遅滞なく所轄労働基準監督署長へ	－
周知義務	－	－	－	○		○	○
巡視義務	－	○	○（毎週1回以上）	－		○（毎月1回以上） ※毎月1回以上の情報提供＋同意があれば2月に1回	－
専属	－	○ 2人以上選任する場合、その中に労働安全コンサルタントがいるときは、その労働安全コンサルタントのうち1人については専属不要	○ 2人以上選任する場合、その中に労働衛生コンサルタントがいるときは、その労働衛生コンサルタントのうち1人については専属不要	○ ただし、次の者のうちから選任するときは、専属の者でなくてもよい ①労働安全コンサルタント ②労働衛生コンサルタント ③その他大臣が定める者		○（下記規模により） ①常時 1,000人以上の労働者を使用する事業場 ②一定の有害業務に常時 500人以上の労働者を使用する事業場	－
専任	－	○（下記規模により） ①建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業 → 常時 300人以上の事業場 ②無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業 → 常時 500人以上の事業場 ③紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業 → 常時 1,000人以上の事業場 ④その他の業種（過去3年間の労災休業1日以上の死傷者数合計が100人を超える事業場に限る） → 常時 2,000人以上の事業場	○（下記規模により） ①常時 1,000人超の労働者を使用する事業場 ②常時 500人超の労働者を使用する事業場で、坑内労働又は健康上特に有害な業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの ※②の事業場のうち、一定のものにあっては、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任しなければならない	－		－	－
代理者の選任	○	○	○	－		－	－
行政介入	都道府県労働局長の勧告	労働基準監督署長の増員・解任命令		－		－	－

SAMPLE

	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	産業医	作業主任者
資格	統括管理する者 （資格・経験は不要）	次のいずれかの者 ①大学または高専の理科系統を卒業＋2年以上の実務経験＋大臣が定める研修を修了した者 ②高校または中学の理科系統を卒業＋4年以上の実務経験＋大臣が定める研修を修了した者 ③労働安全コンサルタント ④その他大臣が定める者	次のいずれかの者 ①都道府県労働局長の免許を受けた者 ・第1種衛生管理者免許 ・第2種衛生管理者免許 ・衛生工学衛生管理者免許 ②医師または歯科医師 ③労働衛生コンサルタント ④その他大臣が定める者 ※建設業、製造業ほか一定の業種については、第2種衛生管理者免許を受けた者以外の者を選任しなければならない	都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を終了した者その他業務を担当するため必要な能力を有すると認められる次のいずれかの者 ①大学または高専を卒業＋1年以上の実務経験を有する者 ②高校または中学を卒業＋3年以上の実務経験を有する者 ③5年以上の実務経験を有する者 ④局長が①～③と同等以上の能力を有すると認める者		医師であって、次のいずれかに該当する者 ①労働者の健康管理等を行うのに必要な医学知識についての研修であって大臣の指定する者（法人に限る）が行うものを修了した者 ②産業医科大学その他の大学であって大臣が指定するものにおいてその課程を修めて卒業した者で、その大学が行う実習を履修した者 ③労働衛生コンサルタント試験に合格した者（試験区分が保健衛生である者） ④大学で労働衛生科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の職にあり、又はあった者 ⑤その他大臣が定める者	次のいずれかの者 ①都道府県労働局長の免許を受けた者 ②都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者
職務	①安全管理者、衛生管理者の指揮 ②建設業における救護の措置に関する技術的事項を管理する者の指揮 ③次の業務の統括管理 ・労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること ・労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること ・そのほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうち安全に係る技術的事項を管理 ※事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない	総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうち衛生に係る技術的事項を管理 ※事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない	総括安全衛生管理者が統括管理する業務	総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうち衛生に係る業務	労働者の健康管理等（次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするもの） ①健康診断の実施・その結果に基づく健康保持の措置に関すること ②面接指導の実施・その結果に基づく健康保持の措置に関すること ③ストレスチェックの実施・その結果に基づく面接指導の実施及び健康保持の措置に関すること ④作業環境の維持管理に関すること ⑤作業の管理に関すること ⑥そのほか、労働者の健康管理に関すること ⑦健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること ⑧衛生教育に関すること ⑨労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること	労働災害を防止するための管理を必要とする作業に従事する労働者の指揮等 ※作業主任者の種類 ・高圧室内作業主任者 ・木材加工用機械作業主任者 ・プレス機械作業主任者 ・石綿作業主任者　等
他						・産業医を選任した事業者は、産業医に対し、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として省令で定めるものを提供しなければならない ・産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない ・事業者は、勧告を受けたときは、当該勧告の内容その他の省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない ・事業者は、勧告を受けたときは、当該勧告の内容等を記録し、これを3年間保存しなければならない ・産業医は、職務に関する事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる ・事業者は、産業医が勧告をしたこと又は上記規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない	

SAMPLE